

## 会 議 議 事 録

1 会議名	第1回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成19年5月17日(木曜日) 午前9時30分から午前11時5分まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 石川委員 浅見委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 小川委員 渡辺委員 馬場委員 平石委員 菊池委員 五十嵐委員</p> <p>(委員代理) 長岡市交通政策課 堀課長 (磯田委員代理)</p> <p>(オブザーバー) NPO法人 夢なおか NPO法人 ドリーム NPO法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 小村介護予防推進室長 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	西川委員、磯田委員
6 議題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 協議会について</p> <p>3 委員、事務局紹介</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 平成18年度運行状況報告</p> <p>(2) 登録事項の変更について</p> <p style="padding-left: 20px;">① 利用登録会員について</p> <p style="padding-left: 20px;">② 対価について</p> <p>(3) 長岡市ガイドラインの改正について</p> <p>(4) その他</p>

7 審議の内容	
発言者	議事内容
事務局：福祉総務課 課長補佐	ただいまから、第1回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会します。今年度第1回目の協議会となりますので、事務局を代表して佐藤福祉総務課長よりあいさつを申し上げます。
事務局：福祉総務課長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>平成16年に国から福祉有償運送に関するガイドラインが示され、長岡市では昨年度運営協議会を立ち上げさせていただきました。各位の御協力をいただきまして、昨年10月1日に許可が間に合うように御協議をいただき、3事業者から福祉有償運送事業を実施いただいているところです。心から感謝申し上げます。</p> <p>今後、移動制約者の数もますます増えてまいります。これにつきましては、福祉有償運送をはじめタクシー業界等にも、長岡市に御協力いただき、移動制約者の処遇改善について進めていきたいと考えております。</p> <p>今年度につきましては、お配りした次第のとおりです。ガイドライン等の一部改正、手続きの様式類、実施団体の報告などについては、まだ文章化されていないので早めに手続き法を作成し、御協議いただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局：福祉総務課 課長補佐	続きまして、協議会設置要綱を4月に改正したので事務局より説明申し上げます。
事務局：福祉総務課長	<p>第3条の組織について、従来「協議会は13名以内をもって組織する」というものを「15名以内をもって組織する」というように増員させていただきました。</p> <p>理由については、道路運送法の改正に伴い施行規則に協議会構成員が新たに明記されたため、長岡市の協議会で不足していた福祉有償運送を実施している事業者の方から委員になっていただきました。</p> <p>従来の協議会を構成していた福祉関係者と運送関係者が同数でしたので、合わせて2名増員させていただいた次第です。</p>

<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>それでは、3の委員・事務局紹介に入ります。</p> <p>今ほど説明がありました要綱の改正に伴い、福祉有償運送実施団体といたしましてNPO法人長岡医療と福祉の里ボランティア連合会の西川鈴代委員に御就任いただきました。交通関係者として長岡市ハイヤー協会の小川浩司委員に御就任をいただきました。また、新潟運輸支局で人事異動がありましたので、渡辺敬二委員の後任として、浅見敏委員に御就任いただきました。</p> <p>新任の委員の皆様には本来であればお一人ずつ委嘱状を交付させていただくところではございますけれども、本日はお席に置かせていただきましたので御了承をお願いいたします。</p> <p>新しい委員の皆様にはお一人ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p>(自己紹介 記載省略)</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>本日、ボランティア連合会の西川委員は欠席です。</p> <p>また、本年度のその他の委員及び事務局につきましてはお配りした名簿のとおりとなっております。</p> <p>なお、磯田委員の代理として堀交通政策課長が出席しております。事務局の北本介護保険課長の代理として小村介護予防推進室長が出席しております。</p> <p>それでは、ここからの進行は委員長をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の議題は大きく分けて3つありまして、平成18年度運行状況の報告、登録事項の変更、最後にガイドラインの改正です。</p> <p>まずは平成18年度運行状況の報告について事務局、NPO法人、併せて御報告いただきたいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>議題(1) 平成18年度運行状況の報告</p> <p>改正道路運送法では毎年5月末日までに前年度の報告書を運輸支局に提出することが義務付けられております。</p> <p>協議会におきましては、それとは別に報告することとなっておりますので、各法人さんから提出された書類に従い御説明いただき、問題点、要望等も記載がありますので、御意見をいただければと思います。</p>
<p>オブザーバ：夢ながお</p>	<p>NPO法人夢ながおかです。よろしくをお願いします。</p>

か

福祉有償運送の状況報告について、報告期間は平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月です。

事業成果についてです。長岡市福祉有償運送運営協議会を立ち上げてもらうことにより、平成 18 年 9 月 29 日新潟運輸支局の許可を受けることができ、10 月 1 日より正式に福祉有償運送をスタートさせることができました。平成 18 年 10 月 1 日福祉有償運送スタート当初の契約者数 17 名（障害者 3 名、透析患者 7 名、要介・支援者 7 名）であったのが、平成 19 年 3 月 31 日現在は 19 名（障害者 3 名、透析患者 10 名、要介・支援者 6 名）、期間中最高契約者は 19 名で福祉有償運送をすることができました。前回同様 2 名の方の死亡が確認されています。

現在の問題点としては、透析患者のほとんどの送迎が同じ時間帯にあたるため、福祉有償運送を継続していくには契約数は 20 名くらいが限界ではないかと思っています。

今後の課題として、いろいろな方に参加をしてもらえるような広報活動を期待しています。他の運送業界の方に迷惑ではないかとも考えますが、お年寄り世帯の方が困っているのが現状として見受けられます。

その他・意見・要望として、法律分野のことで詳しいことはわかりませんが、社会福祉法人や社会福祉協議会の参入を望みます。また、厚生労働省の考えている S T S を長岡市に研究していただきたいと考えています。厚生労働省では移動困難者の送迎事業についてみんなで関わっていかうと考えていますが、現実として地方の行政には波及していないのが現状ではないでしょうか。私たちのできることは、この辺が限界かと思います。

次に月間運行状況の概要についての説明です。10、11、12 月については 1 月に発表したのを割愛させていただきます。

（資料のとおり説明 記載省略）

許可を得た 10 月から 3 月までの年間運行状況概要ですが、1 月までについては私ともう一人の 2 名が専属で運転していましたが、運営会議で承認された 2 月時点で 6 名となりました。利用者人数については月々 17 名、16 名、16 名、15 名、19 名で、3 月時点では先ほど発表したように 19 名ということです。

次に年間運行状況です。

（資料のとおり説明 記載省略）

収支決算報告書が最後になります。収入の部は、トータル

	<p>3,594,294 円で、内訳として前年繰越金として 373,089 円、短期借入金といたしまして、理事長借入となりますが 1,000,000 円です。正会員の年会員として 110,000 円です。送迎事業収入としては 10 月以前の部分も含めて 665,175 円。その他、ワムネットさんの方から福祉車両 1,446,000 円という収入がありました。</p> <p>支出の部は、トータル 3,490,829 円です。内訳として送迎事業に関わる部分は、人件費として 600,000 円、許可以前のボランティアで 180,800 円、合計が 780,800 円です。管理支出の合計は 1,082,909 円、雑費が 73,080 円、車両購入費 1,554,040 円、トータルが 3,490,829 円となり、103,465 円の残高を次期繰越ということになりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の報告について御質問、御意見はございますか。</p> <p>月別運行状況概要で、2 月以降利用していない車両があります使用されなかったのはどうしてですか。</p>
<p>オブザーバ：夢なおか</p>	<p>10 月に専属的に 1 と 2 の車を登録しましたが、運行しているうちに不都合が発生しました。透析患者の方など要望が重なって送迎ができない場合に困るということで、夢なおかとドリームの同じお客さんをクロスさせている部分がありますので、万が一のためということで両方に登録してあります。今のところ使用はしていません。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>補足いたしますと、夢なおかとドリームがお互い利用できるように車両を両方で登録していると御理解ください。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは次にドリームさん、報告をお願いします。</p>
<p>オブザーバ：ドリーム</p>	<p>ドリームです。よろしくお願いします。</p> <p>福祉有償運送状況報告についてです。事業の成果としては、移動困難者のなかでも障害者、透析患者は通学、通院、通所の回数が多く、公共交通機関等の利便性にはなかなか合わない現状の中で福祉有償運送事業の待望と昨年 10 月からのスタートは大きな役割を持つものと思います。</p> <p>問題点は特にありません。</p> <p>今後の課題といたしまして、福祉有償運送事業としてこれ以上</p>

<p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課長</p> <p>オブザーバ：ボランティア連合会</p>	<p>の拡大は難しく現状維持になるのではないかと思います。運転ボランティアをいかに確保できるか、運転者条件である講習が壁となっています。</p> <p>月別運行状況について1月から説明させていただきます。 (資料のとおり説明 記載省略)</p> <p>2月から車両が2両追加されていますが、1月の協議会で車両及び、運転手も重複登録というかたちで許可をいただいております。</p> <p>年間運行状況概要についてです。 (資料のとおり説明 記載省略)</p> <p>収支決算報告書は、県にNPO法人の収支報告として提出する書類です。収入の部では、雑収入の中の送迎収入は4月から9月までの分を含みます。総トータルで1,777,510円とあげさせてもらいました。</p> <p>支出の部は、車両保険、備品消耗品費等項目がありますが、これらの中に燃料代、車両保険料など分散されて入っていると捉えていただければと思います。以上です。</p> <p>ドリームさんの説明に対して御質問等ありますか。</p> <p>それでは続きまして長岡福祉と医療の里ボランティア連合会から説明させていただきます。</p> <p>特定非営利法人長岡福祉と医療の里ボランティア連合会です。 福祉有償運送運行状況報告についてです。事業の成果として、健康、公共交通機関の未認知、経済的理由、対人などからくる不安から閉じこもりがちになる高齢者や障害者の活動範囲の拡大、継続を必要とする通院の便宜等に役立っていると思います。</p> <p>現在の問題点として、小千谷の方の利用が不可能なことへの対処、運転手に二種免許が必要なため運転の人員の確保が困難です。</p> <p>今後の課題として、利用希望は多いが現在は応えられない状況にあります。</p> <p>その他として、具体的な身体の不自由があるわけではないが、高齢による身体の不自由な方は現在の審査基準では許可されないため、有償運送のシステムを利用できない状況にあります。公</p>
---	--

	<p>的な支援を受けられないこれらの方々にこそ、こういった事業が必要なのではないかと考えています。</p> <p>続いて月別運行状況概要です。金額は距離のみで計算している関係上、サービス提供時間については調べさせていただいていません。計算方法として端数は切り捨てです。</p> <p>(資料のとおり説明 記載省略)</p> <p>次に、年間運行状況概要です。1月に運転者を新たに登録したので3名に増えております。</p> <p>(資料のとおり説明 記載省略)</p> <p>次に、有償運送苦情対応記録報告書報告書です。</p> <p>1件目は、長岡市外の方で長岡市の病院を利用している方が、長岡市をまたぐ関係上、送迎を希望できないだろうか、という相談を何回か受けております。対応が難しい旨を伝え、現在は利用を休止させていただいている状態です。</p> <p>2件目は、高齢のため足腰が弱り一人で外出できない方から、今までは地域のボランティアの方々が車で連れて行ってくれたが、これらの方ができなくなったため、有償運送でどうにかならないだろうかという御相談を受けました。医師の診断書等が必要になり、審査がある旨を伝えたところ、診断書入手が困難だということで、その後連絡はいただいております。</p> <p>続きまして、収支報告計算書ですが、福祉有償運送に関わる部分を抜粋した簡易的なものになります。収入の部は利用料金として152,100円、支出の部については、車両維持管理費等がございますが、利用料金の5%を事務手数料としていただくので、ほとんどが人件費として出ています。最終的にマイナスの収支決算となっております。以上です。</p>
委員	<p>報告がないということは、この間に交通事故が一切なかったと捉えてよろしいでしょうか。</p>
オブザーバ：すべて	<p>事故はありませんでした。</p>
副委員長	<p>ボランティア連合会さんの決算で、420,000円という大変な赤字が出ているわけですが、これは他の会費等の別な部分で補填していると思いますが、システムはどうなっているのでしょうか。</p>

<p>オブザーバ：ボランティア連合会</p>	<p>私たち事業所は多くのところからの寄付で成り立っております。そういった寄付の中で、あくまでこちらはボランティアのサービスとしてさせていただくという方針をとらせていただいている関係上、このような決算になっております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>ありがとうございます。事業単体だと赤字が出るのですね。やはり大変ですね。</p> <p>それから、少し戻りますが、ドリームさんの支出の項目に人件費がないのはどういうことでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：ドリーム</p>	<p>私どもはグループホームを運営しており、それがほとんどの収入です。事業収入の項目Aはグループホーム事業、Bは居宅支援事業で、事業支出の項目A、Bのほとんどは人件費と捉えていただいております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>事業の決算としてはあいまいになってしまいますね。</p>
<p>オブザーバ：ドリーム</p>	<p>補足させていただくと、今ほど説明した説明者の給料がほとんど送迎事業にあたります。分割してもいいですが、実際はグループホームを運営しないと成り立たないということで、活動しています。</p> <p>送迎事業に関しては全て赤字だと解釈してもらって結構です。事務局から分けて欲しいという要望がありましたが、新潟県に提出するので公開されるものなので、皆さんに見てもらえばいいという結論になりました。</p> <p>送迎事業に関わる人件費は 2,400,000 円くらいと考えてください。</p>
<p>委員長</p>	<p>福祉有償運送に関わる部分の収支が、人件費を含めて分かるようにということですね。では今後そのようにお願いします。</p> <p>先ほど、小千谷の方の利用が不可能ということでしたが、住んでいる場所が長岡市内でなくても、長岡市へ通院している方はこの協議会で認められないのでしょうか。</p> <p>確かそういうルールだったと思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>そのとおりです。協議会で決めていただければいいです。</p>



事務局：福祉総務課長	<p>長岡市さんの改訂前の運送条件を見ますと、条件として長岡市に在住している者、又は長岡市内の病院に長期入院、福祉施設への長期入所等となっています。通院という部分がないので、この部分で外れているのではないかと考えています。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>今の案件につきましては、除外されます。</p> <p>小千谷市で協議会を立ち上げてもらい、法人が小千谷市から許可をもらって、送迎するのが本来の姿と理解していますので、難しいと理解いただきたいと思います。</p>
委員長	<p>議題(2) 登録事項の変更について</p> <p>それでは次に移ります。利用登録会員の変更、対価の変更について協議していただきます。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>利用登録会員についてですが、前回の協議会で暫定措置として事務局で確認し、協議会に事後報告というかたちをお願いしていました。</p> <p>このたび、長岡医療と福祉の里ボランティア連合会から3名の利用者の新規登録申請が提出され、事務局で協議した結果、登録させていただきたいと考えています。</p> <p>詳細については、事業所から説明いたします。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>おひとりずつ説明させていただきます。</p> <p>まず、71歳の方ですが、平成17年10月中旬に左膝に突然激痛があったということで、同年10月下旬に突発性腰椎椎間板ヘルニア手術をされたということでした。その後、腰の痛みも完治しておらず、外出も最低限に控えているということです。こちらの方は医師の診断書をいただいて申請しております。一人での外出が困難なことと、精神的にも不安定になっているために、特定の方による対応を希望されていました。</p> <p>続いて77歳の方です。人工透析を受けている方で、右腕に人工血管を入れています。更に加齢に伴い、下半身の機能が低下していて、外出時に独立した歩行が困難です。こちらも加齢によるものですが、視力の低下があり、不特定の方に委ねることに不安を持っていらっしゃるようです。それらの相互した障害のなかで、公共交通機関の利用は難しく、こちらの方も特定の運転手による対</p>

	<p>応を希望しています。</p> <p>続いて 53 歳の方です。平成 16 年 7 月 8 日に脳出血により、右の上下半身麻痺が残っています。現在、移動には車椅子が必要で、車椅子の移乗にも介助が必要です。身体が大きく移乗の際に介助をする方が慣れていないと難しいこと、御本人も特定の方による対応を希望されているということです。以上です。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>18 番の方は、要介護認定、障害者手帳の交付は受けていませんが、精神的に不安定ということもあり、ぜひ知り合いの方にお願ひしたいということで、登録しました。</p> <p>確認のため診断書をつけています。御了承いただきたいと思ひます。</p>
委員長	<p>それでは、ただいまの登録会員の追加について、御承認いただけますでしょうか。</p> <p>(承認)</p> <p>では、次に進みたいと思ひます。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>NPO 法人夢なおかとドリームの対価につきまして、従来、定額制と距離制を併用していましたが、すべてを距離制に変更させてもらいたいというものです。内容については、法人から説明させていただきます。</p>
オブザーバ：夢なおか	<p>去年 10 月のスタート時点では、私ども夢なおか、ドリームとしては、透析患者と一般高齢者と単価を分けようと考えていましたが、二重単価になるということで、実現しませんでした。</p> <p>単価が上がると、週 3 回程度利用する透析患者の方にかかなり負担がかかるということで、10 月の開始時点では安い単価でスタートしてこれまで続けてきましたが、ガソリンの単価も上がって経費が厳しいということで、ここで承認いただければ、文章で案内を差し上げて 6 月から 1 km140 円程度の単価でスタートさせたいと考えています。</p>
委員長	<p>今の対価について、御承認いただけますでしょうか。</p> <p>(承認)</p> <p>それでは、6 月からこの料金体系で実施させていただくという</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ことにさせていただきます。</p> <p>それでは、次に長岡市のガイドラインの改正についてです。</p> <p>議題(3) 長岡市ガイドラインの改正について</p> <p>これにつきましては、道路運送法改正に伴い各種通知通達等が出されましたので、これらの不足部分について追加するものでございます。</p> <p>改正道路運送法には各種経過措置が設けられていますが、ガイドラインの改正案には経過措置を記載してございません。法律の経過措置は、おおむね平成 19 年の 9 月末日までですので、改正したガイドラインは 10 月から適用し、それまでは従来のガイドラインに沿うことにしたいと思います。</p> <p>既に実施している 3 法人については、基本的に次回の更新まで経過措置が適用されますので、10 月以降新規で申請を行う方々はこのガイドラインに沿うと御理解ください。</p> <p>(資料に従い説明 記載省略)</p> <p>これについては、法律整備に伴う文言整理という位置づけです。今後についてですが、このガイドラインのほかに国から提示された様式類等をそろえて、手続き法として要綱的なものを定めたいと思っております。これについてはまたみなさんから御意見をいただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、ただいまのガイドラインの改正案につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>運転者の要件についてです。御説明いただいたとおり普通自動車二種免許の所有が原則で、持っていない方は国土交通大臣が認定する講習等を受ける、と書いてありますが、現行のケア輸送サービス従事者研修というのはこの改正案に載っている国土交通大臣が認定する講習に該当するのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>では、若干説明させていただきます。運転手の要件の中で、国土交通大臣が認定する講習、準じて国土交通大臣が認める処置等が具体化されていないということですね。</p> <p>現在、国土交通大臣が認定する機関としては、全国的には多々出てきていますが、県内では新潟県社会福祉協議会が認定講習機</p>

<p>委員長</p>	<p>関として申請をしています。今後、地方にもこういった機関も増えてくると思います。</p> <p>それから、全乗連が実施するケア輸送サービス従事者研修については、これを終了した者も運転者として認めています。</p> <p>その他の部分について、2点ほど訂正をお願いしたいと思います。「運転者の要件」(5)ウの部分で、「ア及びイに掲げる」とありますが、「ア及び」を削除してください。次に「運転者の管理」のところの「運転者名簿」という表記は、省令等で「運転者台帳」としていますので、これに統一してもらえればしっかりしたものになると思います。以上です。</p> <p>他に御質問はございますか。</p> <p>私は新潟市の協議会にも参加して勉強させてもらいましたが、運行管理(1)に、「運行管理者を選任し、運行の安全を確保するための義務を行うこと。運行管理者専任にあたっては、法律の要件を満たすこと」とあり、内容が書いていません。法律を読んでも分かりにくいので、新潟市ではNPOの方が見てもわかるように、別表を作っていました。</p> <p>今後、長岡市がこの下に規則を作るなら、別表も入れていただいて、運行管理者の要件がもう少し見えるようにお願いします。</p> <p>もう1点は事故対応の部分で「事故が発生した場合の対応に関わる責任者の選任を行い」とありますが、「事故対応責任者を選任する」と明記して登録するときに責任者は誰なのか明記してほしいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>1点目については、中身については全体が分かるようなかたちものを新たに制定いたします。</p> <p>後段の事故対策については、もう一度整理させていただいて、分かりやすくなるよう検討させていただきます。</p> <p>事故対応責任者の届出については、そのような項目があるのか確認しながら、手を加えさせてもらえればと思っています。</p>
<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>お聞きしたいのですが、先ほどの運行管理責任者の乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所については、各種要件が適用されると思いますが、現在、長岡市内で有償運送をしているドリームさんと、夢なおかさんは重複登録をさ</p>

<p>委員</p>	<p>れていますが、この場合も台数は重複登録したものでカウントされるのでしょうか。</p> <p>私どもの法律や省令等に基づいて、運行主体が管理する車両は特定されます。個々の運送主体で使用権限を持ち、事故が起こった場合の対応ができる体制にし、車両表示、運行管理、整備管理なども行わなければなりません。そういう部分で重複登録はあまり好ましくないということです。</p> <p>車両数の変動があった場合、軽微な変更にあたり届出事項になります。運行管理体制がきちんとしているか、補償能力等がどうか、運行主体のNPOが実際に使用権限を持つのか、保険が適用になるのか等の部分を確認いたしますし、10月以降は登録番号を付与しますので番号を車体に表示しなければならなくなります。</p> <p>そういうことから法律に基づいてきちんとして管理届出をして、重複登録をすることは可能ですが、安易に貸し借りをすることは好ましいことではありません。</p> <p>これをふまえたうえで、お互いにきちんとした管理が可能であれば重複登録は可能ですし、その場合には「5両以上」の規定が適用になると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>関連質問ですが、登録番号というのは会社に出るものですか。それとも車ごとに出るものですか。</p>
<p>委員</p>	<p>運行主体に出るものです。</p>
<p>委員</p>	<p>重複登録の場合、二つの登録番号が出ることになり、常に二つの番号を明示するということですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>今回、複数乗車ということで、一台の車に複数の会員の方が乗り、それぞれの会員の方から料金をもらうことが認められました。通常いわれる相乗りではなく、乗り合いのかたちをとっています。</p>
<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>複数乗車を行う場合は、別途料金体系を作っていただきたいと思います。金額の設定は、一人いくらという形であれば、トータ</p>

	<p>ルの金額がタクシー料金の半額以下になるようにと、国で定められています。</p> <p>これについては、運送の形態のところに複数乗車が可能であるということと、運送の対価のところに料金設定について、記載をさせていただきました。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>将来、複数乗車をする場合は協議会での許可が必要なので、事業者の方には注意していただければと思います。</p>
委員	<p>私どもで示しているガイドラインの中では、福祉有償運送というのはドア・ツー・ドアの個別輸送が原則です。そのうち、透析患者のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設への送迎の場合に限り、運営協議会の中で協議して合意が得られれば複数乗車が可能になります。</p> <p>対価については、今事務局が説明した範囲内であれば、この協議会の中で決めてもらって結構です。</p>
副委員長	<p>ジャンボタクシーは何人乗っても同じ料金です。我々が持っている乗り合いタクシーというのは申請して一人 2,000 円という価格を設定してやっております。複数乗車の料金については、そういうものが基準になると思います。</p>
委員長	<p>いくつか御意見、具体的な指摘をいただいたので、修正いただいて、長岡市の福祉有償運送の新しいガイドラインとして進めていきたいと思います。</p>
事務局：福祉総務課	<p>全体に関してひとつ補足させていただきます。</p> <p>基本的には道路運送法に基づいてやっていただくということが大前提になりますが、すべてを記載できませんので、その部分を「道路運送法、その他関連法令等を遵守する」というところに、記載しています。</p> <p>課長から説明がありましたとおり、事務手続きについては様式類を含めて別途定めることとし、後日この協議会で案を提示させていただきます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。修正の上で、このガイドラインを</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>10月1日以降、適用していくということにさせていただきます。 その他、何かありますでしょうか。</p> <p>新たなガイドラインの10月1日適用に向けて、あと2回ほど会議を開催し、様式類、手続法等の御意見をいただき、体制整備をしたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今ほど御審議いただいたガイドライン等、長岡市における協議会の状況については、昨年来からの審議で私も十分理解したつもりであります。今後、ガイドラインを作り直すということで、有償運送に関しては、これはこれとして現実問題として認めていこうと思います。</p> <p>昨年の10月にスタートしてから、高齢の方や障害の方から利用するのが難しすぎてどうすればいいのかわからない、今まで利用できていたものが突然できなくなった、などという問題が現実として出ています。また、目に見える障害、目に見えない障害が非常に増えてきているのも事実です。</p> <p>私たちのように無償でやらせていただいているところに話をいただいても、対応できる状態ではありません。</p> <p>協議会で検討する問題ではないですが、今まで利用していた方たちがないがしろにされて困っているという現実があります。以前に課長から、新しく行政でできる制度を検討中という発言がありました。小さな声ですが、こういったところに行政の方に目を向けて新しいシステム作りを考えてもらわないと、かなり深刻な問題だということを報告します。</p>
<p>委員</p>	<p>私は今日初めて協議会に参加しました。業者の立場で拝見して、本当にNPOさんは大変だと思いました。まず、ペイしません。移動困難者の線引きが難しい中で非常に御苦勞されているなと思います。逆にいえば道路交通法の関係は、我々業者は当たり前のようにしていますが、タクシーの半分の料金では、業者は成り立ちません。</p> <p>これらをふまえて今後の福祉行政を考えるなかで、介護予防を一生懸命やってそういう人たちを増やさないことも必要です。また、NPOさんたちがこういった苦勞をされている根底には、助け合いがあるわけですから、そういった助け合いのシステムを法</p>

<p>委員長</p>	<p>律で縛らずに新たなシステムを模索していくのが、この協議会の意味ではないかと思います。以上です。</p> <p>大きな意味では長岡市の宿題ということですね。        ここは運営協議会の場ですけれども、また御意見がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>先ほどの委員の話はよくわかりますが、我々はあくまで福祉有償運送について審議しているので、無償とは別な領域だと思っています。冷たいようですが、よろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>副委員長の言われるとおりでと思います。有償運送としては、これでいいのではないのでしょうか。締め付けだとは思いますが、やむを得ません。</p> <p>5、6年前に制度の間を縫ってくれる組織が公に認められたと安心してNPO法人を立ち上げたらこういう問題が出てきました。</p> <p>昨年10月1日にスタートし、急激にこのような話が出てきたために対応できないまま今日を迎え、現実問題、毎日の通院に非常に困っている方がいることを言いたかったのであって、タクシー業界を脅かすということはありません。</p> <p>現実に困っている人をどうするかを一緒にお考えいただき、この福祉有償運送とその他の部分の関係性の中で、検討していくのが、あるべき姿ではないかと思います。</p> <p>我々の上部団体も国土交通省と協議をしながら、無償といえどもここまでは実費でいい、というかたちの中でなんとかしていますが、全体から見ると小さな部分です。</p> <p>高齢者の方が急激に増えているというのも確かなことなので、協議会とは別でしょうが、御検討いただきたいという要望です。</p>
<p>委員</p>	<p>行政の立場からお話させていただきますが、今ほど委員がおっしゃったように、確かに唐突に行われたという実態があります。長岡市も地域福祉として元々は無償ボランティアとして行っていました、みなさん心苦しいということで一部有償としたところに、法律が施行された状況で、今まできているわけです。</p> <p>長岡市の社会福祉協議会も無償ボランティアとして復活して</p>



委員長	<p>いますが、急に無償にしたので、今までの形が壊れてしまい、再構築に取り組んでいるところです。</p> <p>このボランティアは高齢者福祉の問題でもあり、この3月に高齢者福祉保健計画というものをつくりました。その中で高齢者の外出支援というテーマがあります。それぞれの地域に応じた課題を探り、これから取り組んでいきたいと思っています。高齢者福祉は非常に裾野が広がってきて、災害時要援護者の支援等も大きな問題になっています。さまざまなテーマがございますので、高齢者保健福祉推進会議でも十分検討してまいりたいと思います。この会議でも参考意見をいただければありがたいと思っています。</p> <p>どうもありがとうございました。 本日はこれをおもちまして終了させていただきます。</p>
8 会議資料 別添のとおり	